

地域区分の変更について

岡山市内にある事業所については、平成 27 年 4 月利用分から、地域区分が変更になります。

国民健康保険団体連合会への請求の際は、システムの地域区分コードの変更を行ってください。地域区分が異なりますと、請求ができない可能性がありますので、ご注意ください。

【対象サービス】		平成 27 年 3 月 まで	平成 27 年 4 月 以降
障害福祉サービス	居宅介護	1 7 級地	6 級地
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護		
	療養介護		
	生活介護		
	短期入所		
	重度障害者等包括支援		
	施設入所支援		
	自立訓練（機能訓練）		
	自立訓練（生活訓練）		
	就労移行支援		
	就労継続支援 A 型		
	就労継続支援 B 型		
共同生活援助			
計画相談支援		1 7 級地	6 級地
地域相談支援		1 7 級地	6 級地
通所支援事業	児童発達支援	7 級地	1 2 級地
	医療型児童発達支援	7 級地	1 2 級地
	放課後等デイサービス	7 級地	1 2 級地
	保育所等訪問支援	7 級地	1 2 級地
障害児入所施設		7 級地	1 2 級地
障害児相談支援		7 級地	1 2 級地
旧児童デイサービス		1 8 級地	1 2 級地

【その他】

級地が変更になっても、報酬の 1 単位単価はこれまでと変更ありません。